



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	地 域 環 境 課
・令和5年度第1回地方臨時種畜検査の実施	畜 産 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	地 域 環 境 課
・採石業務管理者試験の実施	監 理 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・開発行為に関する工事の完了	建 築 課
・落札者等	物 品 管 理 室
◎ 監査委員公表	
・令和4年度普通会計定期監査（後期）及び財政援助団体等監査の結果に係る措置の公表	監 査 事 務 局

## 規 則

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月15日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第27号

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年長崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(前金払) 第38条 令第21条の7第1号から第7号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、前金払をすることができる。 (1) 略 (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事（次項において「公共工	(前金払) 第38条 令第21条の7第1号から第7号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、前金払をすることができる。 (1) 略 (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事（次項において「公共工

<p>事」という。)に要する経費については、当該経費の3割(当該経費のうち土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用(次項において「材料費等」という。)に相当する額として必要な経費については、これらの経費の4割)を超えない範囲内の金額</p> <p>2～5 略</p> <p>(預り金等の受入れ)</p> <p>第45条 企業出納員は、預り金等を受け入れようとするときは、預り金(預り有価証券)受入調書(様式第37号)により、所属長の決裁を受けて、預り金(預り有価証券)整理簿及び現金預金出納簿に記帳したうえ、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。</p> <p>(預り金等の払出し)</p> <p>第46条 企業出納員は、預り金等を払い出す場合は、預り金(預り有価証券)払出調書(様式第38号)により、所属長の決裁を受けて、預り金(預り有価証券)整理簿及び現金預金出納簿に記帳し、払出しの手続をとらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(直購入)</p> <p>第63条 略</p> <p>2 前項の規定による購入については、必要に応じ、次の各号に掲げる事項を記入した物品請求及び購入書(様式第39号)によって、購入するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>事」という。)に要する経費については、当該経費の3割(当該経費のうち土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料(次項において「材料費等」という。)に相当する額として必要な経費については、これらの経費の4割)を超えない範囲内の金額</p> <p>2～5 略</p> <p>(預り金等の受入れ)</p> <p>第45条 企業出納員は、預り金等を受け入れようとするときは、預り金(預り有価証券)受入調書(様式第37号)により、所属長の決裁を受けて、預り金(預り有価証券)整理簿及び現金出納簿に記帳したうえ、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。</p> <p>(預り金等の払出し)</p> <p>第46条 企業出納員は、預り金等を払い出す場合は、預り金(預り有価証券)払出調書(様式第38号)により、所属長の決裁を受けて、預り金(預り有価証券)整理簿及び現金出納簿に記帳し、払出しの手続をとらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(直購入)</p> <p>第63条 略</p> <p>2 前項の規定による購入については、必要に応じ、次の各号に掲げる事項を記入した物品購入書(様式第39号)によって、購入するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第540号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和5年8月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

令和5年度「第2次長崎県地球温暖化(気候変動)対策実行計画の改訂支援」業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
  - (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
  - (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
  - (8) 長崎県内に本店又は支店等を有しない者
  - (9) 地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルの調査等、本業務に類する業務の実績を有しない者
  - (10) 本業務を履行するにあたり必要な知識及び技術を有する技術者等を配置するなど、適正な調査業務体制を整えることができない者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
  - (2) 審査事項
    - ア 年間売上高
    - イ 営業年数
    - ウ 従業員数
    - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
    - オ 過去の類似する業務の実績
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から、令和5年8月22日（火）までの間（県の休日を除く。）の9時から17時までとする。
  - (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
  - (3) 申請書の提出方法  
入札に参加しようとする者は、申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参し提出すること。
    - ア 誓約書（様式第2号）
    - イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
    - エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
    - オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
    - カ 印鑑届（様式第3号）
    - キ 口座振替申込書（様式第4号）
    - ク 申請書提出期限までに、2の(9)に記載する実績を証明する書類※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。
  - (4) 申請書等の作成に用いる言語
    - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
    - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
  - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
    - （住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
    - （名称）長崎県県民生活環境部地域環境課（温暖化対策班）
    - （電話）095-895-2512（直通）
- 5 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第5号）により申請者あて通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年3月31日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第541号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和5年度第1回地方臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和5年8月15日

長崎県知事 大石 賢吾

検査月日	場 所	
	市 町	位 置
9月6日	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年8月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市吾妻町大木場名字倉子768番地先から 雲仙市吾妻町大木場名字倉子710番2地先まで	前D	56.0~59.8	8.4	
	後D	65.0~207.3	8.4	

## 公 告

### 一般競争入札の実施（公告）

令和5年度「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画の改訂支援」業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年8月15日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 業務の名称及び業務番号

業務の名称：令和5年度「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画の改訂支援」業務委託  
業務番号：R05-16080-01321

##### (2) 業務期間

契約締結日から令和5年12月15日まで

##### (3) 委託内容

入札説明書添付の令和5年度「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画の改訂支援」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

##### (4) 業務場所

長崎県内

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 令和5年度「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画の改訂支援」業務委託に関する令和5年8月15日付けの一般競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から7の入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から7の入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) 委託業務を遂行するための必要な資格又は同等の知識を有すること。

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、令和5年度「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画の改訂支援」業務委託に関する令和5年8月15日付けの一般競争入札の参加者の資格等に定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課（温暖化対策班）

（電話）095-895-2512（直通）

（提出期限）令和5年8月22日（火）

#### 4 入札の方法等

##### (1) 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

##### (2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格と

するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

(4) 入札執行回数は、3回を限度とする。

(5) 電送及び郵送による入札は認めない。

5 最低制限価格

無

6 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称

住所 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

名称 長崎県県民生活環境部地域環境課（温暖化対策班）

電話 095-895-2512（直通）

7 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和5年8月29日（火） 午前10時00分～

場所 長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県庁行政棟 7階 703会議室

8 入札及び開札当日が悪天候（暴風雨等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に6の部局等に確認すること。

9 入札説明書の交付方法

期間 この公告の日から令和5年8月22日までの間（県の休日を除く。）の9時から17時までとする。

場所 6の部局等とする。

10 契約条項を示す場所

6の部局等とする。

11 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

12 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を令和5年8月25日（金）15時までに納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を令和5年8月25日（金）15時までに提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

14 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

15 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

- (3) 入札者が連合して入札したとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
  - (9) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
  - (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 16 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格を提示した者を落札者とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
  - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 17 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
  - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
  - (3) その他、詳細は入札説明書による。

### 採石業務管理者試験の実施(公告)

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第52回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和5年8月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の実施期日

令和5年10月13日（金） 午前10時から午前12時まで

2 試験の実施場所

長崎市尾上町3-1  
県庁3階308会議室

3 受験資格

制限無し

4 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

5 受験願書等の配布場所

土木部監理課、各振興局建設部、各土木維持管理事務所

6 受験願書の提出期間及び提出先

提出期間 令和5年9月1日（金）から9月15日（金）まで

提出先 長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班（〒850-8570 長崎市尾上町3-1）

7 受験手数料

8,100円（受験願書に長崎県収入証紙を貼り付けて納付すること）

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年8月15日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市三井楽町	令和5年8月15日から 令和5年11月29日まで

**開発行為に関する工事完了（公告）**

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年8月15日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和4年5月20日 長崎県指令 3都第1254号	長崎県南島原市有家町大苑字濱20番14、20番17、 20番19、20番20、20番22、20番23、20番24、 20番25、20番26、20番27及び20番17地先	長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 南島原市長 松本 政博
変更許可（第1回） 令和4年7月11日		長崎県島原市萩原二丁目5192番地1 島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治
変更許可（第2回） 令和4年8月10日		
変更許可（第3回） 令和4年9月14日		
変更許可（第4回） 令和4年11月15日		
変更許可（第5回） 令和5年1月24日		
変更許可（第6回） 令和5年7月12日		

**落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年8月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 物品名及び数量

- 5 入札第34号 高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県出納局物品管理室  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法  
購入
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和5年7月28日
- 6 落札者  
長崎市大黒町9-22  
新川電機(株)九州支社長崎オフィス 支社長 上野正博
- 7 落札価格(消費税及び地方消費税を含む。)  
40,370,000円
- 8 入札公告日  
令和5年6月16日
- 9 落札方式  
最低価格

## 監査委員公表

### 監査委員公表第7号

令和5年3月16日付R04-21000-01491及びR04-21000-01507の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月15日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	近藤	智昭
同	饗庭	敦子

R5-01090-01688  
令和5年5月26日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 近藤 智昭 様  
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県知事 大石 賢吾  
( 公 印 省 略 )

令和4年度普通会計定期監査結果（後期）に係る措置について（通知）

令和5年3月16日付R04-21000-01491にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	総務	壱岐振興局 管理部 税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（県税及び加算金等）	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収事務運営方針に基づき、文書・電話による催告や自宅等への訪問により早期に接触を図るとともに、財産調査等により滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の91%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」の制度を活用した壱岐市との連携・協働により、効果的な滞納整理を行うことで収入未済額は年々減少しております。</p> <p>今後とも、滞納者の実態に応じた効果的な徴収対策を講じることにより、適正・公平な賦課徴収を実施し、県税収入の確保に努めてまいります。</p>
2	地域振興	県央振興局 管理部 総務課	支出事務において、歳出審査済一覧表の確認処理が不十分である。	<p>事務効率化の観点から歳出審査済入力一覧表が複数枚の場合は、すべて確認を行ったうえで一番上のページのみに押印していました。また、業務平準化の観点から出納員に代わり常時予備出納員が確認を行い押印していました。</p> <p>指摘以降は、出納員が最終確認を行い、全てに押印しています。</p>
3	地域振興	五島振興局 上五島支所 総務課	県公用車の損傷箇所の修繕について、特段の理由がないにもかかわらず、1者随意契約を行っている。また、履行期限の延長にかかる対応が不十分である。	<p>公用車の修繕に関して、早急に修繕が必要との判断から、過去に実績のある島内業者2者に確認し、想定される納期に大きな開きがあったため、より早期に発注・修理が可能な業者1者と随意契約したにも関わらず、結果的に当該業者の完了が遅れ、その際の履行期限の延長に関しても、当該業者から多忙のため2週間程度の納期延長の申し出があった際に、書面決裁を受けずに口頭での決裁のうえ承諾していたものです。</p> <p>今後は、同様の事案が生じないように、財務規則等を遵守し、入札・契約事務マニュアルをよく確認し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
4	地域振興	五島振興局 上五島支所 総務課	上五島保健所浄化槽清掃業務において、見積書を徴取していない。	<p>当該地区の浄化槽清掃指定業者との1者随意契約にあたり参考見積書を徴取したものの、契約に際しての本見積書の徴取を怠っていたものです。</p> <p>今後は、入札・契約事務マニュアルに基づいた適正な事務処理に努め、再発防止に努めてまいります。</p>
5	地域振興	五島振興局 管理部 総務課	前回、局内他課の監査で指導したにもかかわらず、レターパックの現在数が消耗品等出納簿（切手）の残数と一致しない。	<p>前回他課で受けた指導とは発生原因が異なっており、今回は総務係の担当者がレターパック（切手）を渡した後に消耗品等出納簿へ記載するのを失念したため現在数が消耗品等出納簿の残数と一致しなかったものです。</p> <p>現在は、レターパック（切手）を渡す前に、使用する職員が事前に消耗品等出納簿に記載し総務係の担当者2名で記載内容を確認後、レターパック（切手）を渡すように改めております。</p> <p>今後とも再発防止に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
6	地域振興	壱岐振興局 管理部 総務課	消耗品等出納簿（切手・収入印紙）において、作成漏れがある。	切手及び収入印紙については、日々の受払を任意の様式により管理しており、月締めで消耗品等出納簿を作成後、出納員、物品管理者の確認を行っていましたが、5月以降の消耗品等出納簿の作成を失念していたものであります。 今回の指摘を受け直ちに未作成となっていた消耗品等出納簿を作成いたしました。 今後は、物品管理規則等を遵守するとともに、出納員において、消耗品等出納簿に関する月初めのチェックリストを作成し、確認漏れがないよう、適正な物品管理に努めてまいります。
7	地域振興	壱岐振興局 管理部 総務課	壱岐振興局庁舎1階売店前において、物販スペースとして廊下の一部を使用させている。	廊下は避難経路でもありますので、関係者に対し、許可範囲以外の展示商品の撤去指導を行い、存置がないことを確認しました。 今後は公有財産取扱規則や関係法令等を遵守し、適正な公有財産の管理に努めてまいります。
8	県民生活 環境	対馬振興局 保健部 衛生環境課	食品衛生法第28条に基づく収去検査において、生活衛生課から令和3年7月12日付の通知「収去検査における指導基準不適合時の対応について」を受けていたにもかかわらず、事業者から食品を収去し、食品検査で不適合となった後の対応が不十分である。	当所が実施した食品収去検査において当該事業者が製造した弁当が2回連続して指導基準を超過した案件です。 当該事業者に対しては、1回目の基準超過後に提出された改善計画書の履行状況について、令和3年10月に立入を行い改善を確認しましたが、日報の作成と所内での共有が不十分な状況でした。 令和4年3月に再度収去検査を行った際は、1回目とは別の検査項目が基準不適合となったため、その項目に関する改善指導を行い、令和4年7月の立入により履行を確認し、日報作成のうえ、所内共有を行っております（なお、令和4年7月以降、当該飲食店では食品の製造販売は行っておりません）。 今後も積極的に監視、指導を行い、改善を指導・確認した内容については確実な管理・共有を行ってまいります。
9	福祉保健	子ども医療福祉センター	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（障害福祉手数料等）	保護者との面談、電話催告、文書による督促・催告や債権管理嘱託員による訪問徴収に取り組んでおります。また生活困窮者に対しては自治体等の支援策の情報提供や相談などを通して、納入に繋がるよう引き続き努めてまいります。
10	福祉保健	佐世保子ども・女性・障害者支援センター	公衆電話利用料において、収納した現金を現金出納簿に登記していない。また、現金払込書ではなく納入通知書により払い込んでいる。	現金出納簿への未登記については、指摘を受けて速やかに登記しました。また、現金を払い込む際には現金払込書を使用するように所属職員へ周知しました。 なお、所内の公衆電話は令和3年5月に撤去しており、現在、現金収納事務は生じていませんが、今後、現金収納事務が生じた場合は適正な処理を行います。

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
11	福祉保健	長崎こども・女性・障害者支援センター	第三者評価業務委託において、見積書を徴取していない。	<p>施行伺いの際に参考見積を徴取しており、1者の随意契約であったことから見積書の徴取を省略できると誤認し、見積書を徴取していなかったものです。</p> <p>また、契約事務チェックリストの見積書に関する項目を不要と考え、斜線を引いていたため、チェックが機能しなかったものです。</p> <p>今後は、契約事務チェックリストの項目について、根拠・参考資料を確認したうえで、確実にチェックを行うとともに、1者の随意契約の際は特に注意し、確認漏れがないよう適正な処理に努めてまいります。</p>
12	福祉保健	佐世保こども・女性・障害者支援センター	消耗品等出納簿（切手等）について、令和3年度末の残高確認を令和4年度の物品管理者が行っている。また、令和4年度当初に記載する前年度からの繰越高の欄に出納員等の押印がない。	<p>消耗品等出納簿（切手等）について、令和3年度末の残高確認を失念したため、4月1日に令和4年度の物品管理者が残高確認を行ったものです。</p> <p>また、押印漏れがあった前年度からの繰越高の出納員等の押印については、指摘を受けて速やかに押印しました。</p> <p>なお、消耗品等出納簿の取扱いについては、規則等を再度確認し、適正な処理を行うよう所属職員間へ周知しました。</p> <p>今後は適正な処理を行います。</p>
13	福祉保健	こども医療福祉センター	利用実績がない高額重要物品の医療機器について、前回指導したにもかかわらず、利活用や処分を検討していない。	<p>前回、脳波計、筋電計、体腔内カメラについて指導を受けましたが、脳波計は令和3年3月に廃棄しております。筋電計は、医師、検査技師と検討した結果、今後、使用する見込みがあるため保管することといたしました。体腔内カメラは、老朽化が激しく、同様の検査を要する患者は施設の整った他院へ紹介することが可能であり、今後使用見込みがないとの結論に至り処分（廃棄）することといたしました。</p> <p>今後は適正な物品管理に努めてまいります。</p>
14	福祉保健	こども医療福祉センター	重要物品及び備品の処分において、不用及び処分の決定決議を行わないまま棄却処分している。	<p>棄却する物品は、（配置物品）管理者の承諾を得て、一旦所定の場所へ集め、年度末に産業廃棄物収集、運搬及び処分業務委託契約により処分を実施しているところですが、令和3年度は、棄却を優先し、所要の手続き（システム入力）を後回しにした結果、不用及び処分の決定決議を失念してしまったものです。</p> <p>今後は適正な事務処理に努めてまいります。</p>
15	福祉保健	こども医療福祉センター	倉庫に使用済の物品が大量に長期間保管されている。	<p>廃蛍光灯類と廃電池を保管しており、経費節減のため、ある程度の量になってからの処分を実施してまいりましたが、平成27年度以降実施していないものです。</p> <p>今後は、予算確保も含め、計画的に処分するように努めてまいります。</p>
16	福祉保健	こども医療福祉センター	従物（工作物等）内訳表が作成されていない。	<p>平成19年に作成されて以降、更新がされていないものであり、現在、更新作業を進めております。</p> <p>なお、従物（工作物等）の取り扱いについては、通知等を再度確認し、適正な処理を行うよう関係職員へ周知しております。</p> <p>今後は適正な従物の管理に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
17	福祉保健	こども医療福祉センター	敷地内にある物置について、目的外使用許可の手続きがとられていない。	<p>地元町内会のグランドゴルフ同好会の方がグランドの草刈りをされる際に使用する草刈り機等が収納されている物置で、20年近く前から口頭許可により設置されているものです。</p> <p>病院運営を円滑に行っていくうえで、地元住民の理解を得ることは必要不可欠であり、共存していくために柔軟な関係を構築したものと思われませんが、使用許可の手続きの必要性を説明し、これを機に移転して撤去することで調整を行っています。</p>
18	福祉保健	こども医療福祉センター	公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。	<p>支出命令書の目的欄に個人名を表示していたため、公金支出情報システムの入力段階で削除していましたが、1件失念したものです。</p> <p>現在は、支出命令書の目的欄に個人名を表示しないように徹底しております。</p>
19	水産	総合水産試験場	予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総務課長による毎月の確認が行われていない。	<p>予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）について、令和4年11月分から電子決裁による確認作業を実施しております。</p>
20	水産	総合水産試験場	有害な業務を行う屋内作業場において、労働安全衛生法に定める作業環境測定を行っていない。	<p>特定化学物質及び有機溶剤の屋内使用につきましては、総合水産試験場衛生委員会に報告のうえ、労働安全衛生法等に基づく作業環境測定を令和5年6月頃までに実施予定です。</p>
21	水産	総合水産試験場	<p>漁業調査船用燃料単価契約（A重油）の変更契約において、予定価格調書を作成していない。</p> <p>また、当初の予定額の積算を誤っている。</p> <p>さらに、契約保証金の免除要件確認が不十分である。</p> <p>加えて、変更契約時に徴取した見積書に見積決定日及び受付印がない。</p>	<p>当該契約では、当初契約額と市場価格の差額を維持する内容としていなかったため、今後、入札・契約事務マニュアルに基づき、契約内容の確認及び正確な事務手続きに努めます。</p> <p>また、契約事務チェックリストに新たに「消費税の税率に誤りはないか」を追加し再発防止に努めています。</p> <p>契約保証金の免除申請の受付時は添付書類の確認を徹底しております。</p> <p>変更契約時に徴取した見積書の取扱については、正確な事務手続きを行ってまいります。</p>
22	水産	五島振興局 農林水産部 水産課	<p>持続可能な新水産業創造費補助金において、長崎県水産部関係補助金等交付要綱等の補助対象者と実際の交付申請者、交付決定の相手方が異なっている。</p>	<p>指摘内容については、直接補助及び間接補助において、補助対象者と事業主体を明文化しないまま事業を行っていたため発生した事案です。監査の結果を踏まえて、要綱上の補助対象者と交付申請者、交付決定の相手方が同一となるよう、長崎県水産部関係補助金等交付要綱及び持続可能な新水産業創造事業実施要綱等を令和4年11月8日に改正しました。</p> <p>なお、当該事業は令和4年度をもって終了しましたが、令和5年度新規事業についても明文化したうえで事業を実施してまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
23	水産	対馬振興局 農林水産部 対馬水産業普及 指導センター	持続可能な新水産業創造費補助金において、長崎県水産部関係補助金等交付要綱等の補助対象者と実際の交付申請者、交付決定の相手方が異なっている。	指摘内容については、直接補助及び間接補助において、補助対象者と事業主体を明文化しないまま事業を行っていたため発生した事案です。監査の結果を踏まえて、要綱上の補助対象者と交付申請者、交付決定の相手方が同一となるよう、長崎県水産部関係補助金等交付要綱及び、持続可能な新水産業創造事業実施要綱等について令和4年11月8日に改正しました。 なお、当該事業は令和4年度をもって終了しましたが、令和5年度新規事業についても明文化したうえで事業を実施してまいります。
24	水産	総合水産試験場	消耗品等出納簿（切手）において、帳簿と現物の残数量が一致していない。	現物の受け払いで使用していた補助簿を廃止しました。出納の都度、現物の突合を行うとともに、毎月末の消耗品等出納簿（切手）と現物との照合を徹底し、再発防止に努めております。
25	水産	総合水産試験場	取水管について、占用に係る協議を行わないまま漁港施設及び海面を占用している。	海域の取水管については漁港漁場整備法に基づき協議を行い、令和4年12月27日に承諾を得ました。 また陸域の取水管についても長崎県漁港管理条例に基づき、占用許可の手続きを行い、同日許可を得ております。
26	農林	五島振興局 農林水産部 農業振興普及課	公用車の自動車損害賠償責任保険の解約手続きを行っていない。 また、処分手続きが遅延している。	自賠責保険の解約（還付）手続きを漏らしていたこと、また、処分手続きについては、島内外を含め、鉄くずとして売却できる業者の把握に時間を要したことに加え、業者からの参考見積書の提出に時間を要したことなどから処分の手続きが遅延し、指摘を受けたものであります。 今後は、起案用紙に自賠責保険と重量税の解約（還付）手続きが必要かどうかの確認欄を設けるとともに、「公用車処分手続き確認（チェックリスト）」を添付し、手続き漏れや遅延がないよう再発防止に努めてまいります。
27	農林	農林技術開発センター	生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。	茶葉研究室の生産物等について、生産物等の販売など物品の売払いにかかる収納事務を私人に委託した場合は、地方自治法施行令第158条において、その旨を告示しなければならないと規定されているにもかかわらず、告示等を行っていなかったことから、指摘を受けたものであります。 今後は、令和5年2月21日に発出された出納局会計課長通知を踏まえ、同様の委託契約をリストアップし、起案時に告示の必要の可否について確認を行い、適切に処理してまいります。

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
28	農林	農林技術開発センター	自家用電気工作物保安管理業務委託において、至急対応が必要な不具合等が過去から報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。	<p>自家用電気工作物保安管理業務委託において、委託業者から、電気設備の不具合等について報告を受けていたにもかかわらず、対応が遅れていたため、指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、構内柱高圧気中開閉器（PAS）の不具合及び電線の樹木接近など、特に緊急を要する案件については、令和4年12月1日に対応済です。</p> <p>これまでも、これらの不具合について計画的な対応に努めてきておりますが、引き続き、予算の確保に努め、優先度等にも十分留意しながら適切に対処してまいります。</p>
29	農林	農林技術開発センター	物品の取得において、前回の監査で農林技術開発センター内の他部署に指導したにもかかわらず、物品出納簿に登記すべき物品が登記されていない。	<p>物品の取得について、物品取扱規則上、知事の定める記録機器類に該当する場合は物品出納簿に登記しなければならないところ、前回の監査において指導を受けたにもかかわらず、今回、他部署において、カメラ等の記録機器類が物品出納簿へ登記されていないことについて指摘を受けたものであります。</p> <p>前回の指摘を受けて、物品購入伺簿の決裁回付の際、登記が必要なものにはラベルを貼り、担当者及び物品管理者が購入前の段階から登記の有無を確認できるようにし、また支出する際には、登記が完了したことを確認したうえで支出することとしておりますが、センター内での徹底が十分になされておりました。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、当該再発防止策をセンター内の全ての部署で徹底するよう、改めて周知を行うとともに、センター内で登記漏れがないか点検を行ったところ、一部の部署においても未登記が確認できたため、適正に登記を行いました。</p> <p>今後は、年度当初に物品の取得について全ての担当者を対象とする研修会を行い、登記漏れがないよう徹底いたします。</p>
30	農林	農林技術開発センター	老朽化して使用されていない物品及び設備が多数存在し、適切に管理されていない。	<p>老朽化して使用不能となった冷蔵庫、恒温庫、ボイラー、顕微鏡写真撮影装置等が処分されていなかったことから、今回指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は、年度当初に定める物品管理年間計画に基づく物品の一斉点検等により、使用されていない物品及び設備を改めて把握するとともに、処分に必要な予算の確保のほか、処分の優先度を踏まえて計画的に処分してまいります。</p> <p>引き続き、物品取扱規則及び関係通知に基づき、適切な物品管理に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
31	農林	農林技術開発センター	消耗品等出納簿（切手）において、現物と帳簿が一致しないものがある。 また、年度当初並びに毎月末の物品管理者等による確認が行われていない。	消耗品等出納簿（切手）において管理する切手と関係機関からの返信用の切手を混在して保管していたために現物と帳簿が一致していないこと、また、消耗品等出納簿（切手）において、年度当初並びに毎月末の物品管理者等による確認が行われていないことから、指摘を受けたものであります。 今後は、別保管とし、適切な消耗品管理に努めてまいります。 また、物品管理者等による確認漏れについては、職員の認識不足により発生した事案であるため、今後は、スケジューラーを活用し、毎月末の確認作業を徹底し、適切な消耗品管理に努めてまいります。
32	農林	農林技術開発センター	生産品について、消耗品等出納簿への登記が遅延している。 また、委託販売契約に定める受託証を徴していない。	当センターで生産し県庁生協で販売するお茶について、販売実績が分かる度に消耗品等出納簿に登記をすべきところ、販売が完了した段階で消耗品等出納簿に登記をしていたことから、登記が遅延しているとの指摘を受けたものであります。 今後は、県庁生協へ物品（お茶）の引き渡しをする時点で生産報告を実施し、消耗品等出納簿に登記するよう改めます。 また、委託販売に定める受託証を徴取していないことから指摘を受けたものであります。 指摘を踏まえ、令和4年度の契約においては、お茶を引き渡しした際、適切に受託証を徴取いたしました。 今後は、受託証を、物品の引き渡しが完了した時点で確実に徴することといたします。
33	水産	五島振興局 上五島支所 建設部 管理・用地課	公文書の写しの交付において、決裁を行うことなく写しを交付している。	支所管理・用地課の若手研修会を開催し、参加者全員に事務処理の誤りを確知させました。 公文書開示請求の事務手続きについて、交付までに①説明事項及び開示決定通知、②交付申請による交付の2つの決裁が必要であることを伝達しました。
34	土木	壱岐振興局 建設部 管理・用地課	電気工作物（一般用・家用）保安点検業務委託において、大左右川樋門の自家用電気工作物の不具合箇所について、対応が遅延している。また、樋門管理操作を受託している壱岐市が契約どおりに点検しているか確認されていない。	大左右川樋門は、通常時は商用電源で操作できること、非常時の場合は手動で操作可能であること、また、水防設備として緊急度合いから当該樋門より管内ダムの維持修繕を最優先してきたために発生した案件です。 当該電気工作物については不具合があった非常用発電装置を含め令和5年度から予算措置を行い改修することとしております。 また、樋門操作点検については、異常の有無にかかわらず壱岐市から定期的に報告してもらうこととしました。
35	土木	壱岐振興局 建設部 建設課	壱岐振興局管内道路台帳補正委託（単価契約）において、検査調書を作成していない。	事例の発生原因（事務委託は検査調書不要と思い込んでいたことによるミス）について職員に周知を図るとともに、局内でも共有を行いました。今後、適切な事務処理の徹底をより一層図り、再発防止に努めてまいります。

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
36	土木	対馬振興局 建設部 道路課	一般国道382号外3線道路維持工事（トンネル非常用設備点検業務委託）で報告された不具合箇所について、対応が遅延している。	トンネル非常用設備点検業務委託において、機器の不具合等により補修等を行わなければならないところを怠り、対応が遅延したものです。 指摘を受けた4トンネルのうち、3トンネルにつきましては令和5年3月までに補修等を行いました。残り1トンネルにつきましては、製品の納入に時間を要するため、令和5年7月までに完了する予定です。 今後は、複数名で点検後の報告を受け、補修箇所の見落としが無いように対応してまいります。
37	土木	対馬振興局 建設部 河港課	対馬振興局管内ダム電気通信設備保守点検業務委託で報告された不具合箇所について、対応が遅延している。	運用に多大な影響がある不具合箇所について、鶏知ダム、仁田ダム、目保呂ダムは令和5年5月の完成を予定しています。小浦ダムについては、多額の予算がかかるため、令和5年度から更新工事を発注する予定です。
38	土木	対馬振興局 建設部 河港課	瀬川総合流域防災工事（橋梁設計業務委託）において、現在地で橋梁を架け替える予定であるにもかかわらず、既設橋撤去を積算していない。	今後、業務委託を発注する際には、組織として複数チェックを強化し積算時に見落としが無いよう再発防止に努めてまいります。
39	土木	県央振興局 建設部 道路第二課	一般県道諫早外環状線道路改良工事（盛土工10）において、アンカーボルトの引張試験の結果を確認しないまま完了検査を合格としている。	確認漏れがあった事項について、確認を行い、適正な強度が発現されていることを確認しました。 今後は、徹底した管理基準の確認を行い、再発防止に努めてまいります。
40	土木	対馬振興局 建設部 上県土木出張所	前回指導したにもかかわらず、消耗品等出納簿（切手）において、令和4年度当初の繰越高確認に、物品管理者・出納員の確認がなされていない。	3月31日まで切手を使用しており地理的条件から、新年度体制での確認を行い、これをもって、前年度からの繰越確認としておりました。 今後は、あらためて繰越確認欄にあらかじめ、印と追記した様式を使用することで、決裁印の漏れ防止を徹底し、適切に処理します。

令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	課（室）名	監査の結果	講じた措置
1	総務	管財課	<p>設備等における従物（工作物等）内訳表の登載について</p> <p>公有財産（従物を含む）は、県民から負託された重要な財産であり、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて効率的に運用することが求められる。</p> <p>従物（工作物等）については、「土地、建物の従物（工作物等）の公有財産台帳への登載について」（平成20年10月16日20管第89号総務部長通知）により、従物（工作物等）内訳表に登載する必要があり、修繕、改良、更新等があった場合（原状回復程度の修繕を除く）も同様であることが規定されている。</p> <p>しかしながら、地方機関において、従物（工作物等）内訳表を作成していない事例、修繕・更新等により機能が向上した設備（LAN配線の新設、LED照明への更新など）が従物（工作物等）内訳表に登載されていない事例などが散見されたので、所管課においては、従物（工作物等）内訳表の適正な整備について、再度周知徹底されたい。</p>	<p>公有財産に係る土地、建物の従物（工作物等）に関しては、「土地、建物の従物（工作物等）の公有財産台帳への登載について（平成20年10月16日付20管第89号総務部長通知）」により、適正な事務処理をお願いしているところですが、</p> <p>しかしながら今回のように、従物（工作物等）内訳表が作成されていない事例、修繕・更新等により機能が向上した設備が従物（工作物等）内訳表に登載されていない事例について指摘・指導がなされることとなりました。</p> <p>従物台帳登載については、既に各課に周知を行っていたところですが、今回の指摘・指導を受け各職員の認識が不十分であると判断したため、令和5年3月28日付で再度周知のための通知を発出しました。</p> <p>今後も各課に公有財産の適正な管理を行っていただくよう、努めてまいります。</p>

R05-40060-00742  
令和5年5月31日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 近藤 智昭 様  
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司  
( 公 印 省 略 )

令和4年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

令和5年3月16日付R04-21000-01491にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	教育	島原農業高等学校	生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。	<p>生産物の販売委託契約について、平成16年の法改正により委託先を告示し、見やすい方法により公表を行うこととなりました。</p> <p>法改正により告示、公表をしなければならなくなったことを認識していなかったことが原因です。</p> <p>出納局からの通知（令和5年2月21日付R04-17030-02948「歳入の徴収又は収納の事務の私人への委託における事務の取扱いについて（通知）」）を受け、所管課が県内すべての高校の該当案件を取りまとめて県公報へ掲載することとなりました。</p> <p>今後は、事務室内の職員において通知の内容をよく理解し、委託契約後、所管課へ県公報へ掲載依頼をし、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
2	教育	北松農業高等学校	生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。	<p>生産物の販売については、周辺の私人と委託販売契約を締結し、販売及び当該物品販売代金の受領を委託しています。その精算方法は私人より月末締で1か月の売り上げをまとめた報告書により、本校で調定を行い、納入通知書を私人あて交付し、納付期日までに納入するようにしていました。歳入の「徴収」とは県の歳入を調定し、納入通知書を発行し収入を受け入れる行為であり、「収納」とは調定し納入通知のあった県の収入を受け入れる行為と整理していたため、該当しないものと考えていましたが、この行為は地方自治法令第158条第1項に該当するとの指摘を受けました。本校における歳入の「徴収」と「収納」の解釈に誤りがあったことが原因です。</p> <p>地方自治法令第158条第1項をあらためて事務室全職員で確認をし、現在本校が行っている生産物等売払いに係る委託販売契約が歳入の徴収又は収納の委託に該当することを確認しました。</p> <p>今後は、委託契約を締結後すみやかに所管課へその旨報告をし、県公報へ掲載依頼をし適正な事務処理に努めてまいります。</p>
3	教育	大村城南高等学校	生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。	<p>複数の事業者と農産物の販売委託契約を締結しており、物品の売払いにかかる収納事務を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていないとの指摘を受けました。</p> <p>締結している販売委託契約において、地方自治法施行令第158条第1項各号に規定されている私人への歳入の徴収または収納の事務の委託契約にあたるという認識がなかったため告示等を行っていないことが原因です。</p> <p>今後は、物品の売払いにかかる収納の徴収又は収納の事務を私人に委託した時は、所管課に県公報へ掲載依頼し適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
4	教育	五島南高等学校	浄化槽の維持管理において、法定水質検査の実施前に不要な水質検査を行っている。	<p>浄化槽の水質検査は、年に1回浄化槽協会が行う法定水質検査と、浄化槽の所有者が自主的に実施する水質検査があり、本校の合併型浄化槽においては例年11月に浄化槽協会の法定検査を受検するとともに、自主水質検査を年2回、10月と1月に実施しておりました。そのうち10月に実施している自主検査が法定水質検査と時期が近いことから、不要な検査を行っているものとして指摘を受けました。</p> <p>自主的に水質検査を行っていた経緯としては、従前設置していた腐敗型浄化槽の排水が水質基準値を満たさなかったことを起因とし、周辺漁業等への影響を鑑みて自主的に水質検査をはじめたものでした。しかしながら、自主検査と法定検査で効果の重なる調査を適当な間隔を設けずに実施していたため、結果として不要な検査が生じていました。</p> <p>浄化槽保守点検業者と浄化槽の状態を踏まえて協議した結果、定例的な自主水質検査は取りやめることとし、浄化槽点検の際に異常があった場合のみ水質検査を実施することとします。</p> <p>今後、所属内で今回の監査結果について研修を行うとともに、各種検査、業務委託等の実施の際には法的根拠がわかる資料を添付するよう徹底いたします。また、各検査等の実施時期及び内容を確認し不要な検査等がないか確認し適正な事務に努めてまいります。</p>
5	教育	島原農業高等学校	備品購入において、地方機関で購入することができる金額を超えて購入している。	<p>予定価格が160万円未満の備品の購入については、随意契約となるため学校において調達が可能であると判断し学校で購入しましたが、財務規則第3条の規定を認識しておらず指摘を受けました。備品1点の予定価格が100万円を超える場合は、学校で購入できないことを認識していなかったことが原因です。</p> <p>今後は、事務室全体で出納局のFAQや財務会計事務の手引きの該当部分について、確認と情報共有を行い、備品の購入方法について、事務室全体で情報を共有し適切に処理されているか確認を行い適正な事務処理に努めてまいります。</p>
6	教育	大崎高等学校	植木剪定及び枯松伐採業務委託の見積合わせにおいて、提出期限を過ぎた見積書を有効として見積決定を行っている。	<p>植木剪定及び枯松伐採業務委託について見積提出期限を50分過ぎた見積書を有効として見積決定を行っていました。見積書審査時点での担当者による見積執行の期限日時の照合不足及びその後の見積決定者（事務長）の確認不足と回覧時の他の職員の確認不足が原因です。指摘を受け、見積決定者、担当者など、事務室全員に今回のミスの経緯と結果を説明及び情報共有し、見積要件等を入念にチェックし、業者決定を行うことを確認しました。今後は、見積決定時における審査において、全員で提出期限も含めた見積要件を満たしているかどうかのチェックを行い再発防止に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
7	教育	奈留高等学校	PCR検査において、見積書を徴取していない。	<p>島内に対応できる病院が一つしかないため、随意契約で行うこととしましたが、その際に口頭で金額を確認したものの、見積書の徴取を失念し、指摘を受けたものです。</p> <p>当時は新型コロナウイルスの対応に追われ、その中で見積書の徴取をしていなかったことに気づいていませんでした。</p> <p>その後は、参考見積書の作成依頼時から、ファックスやメールで依頼をし、相互に残る形をとるようにしています。</p> <p>各種伺いの確認において、決裁後においても再度職員と見合わせることで、二重のチェックを行うようにしています。</p>
8	教育	長崎工業高等学校	溶接ヒューム（マンガン）濃度測定業務委託において、測定結果に対する換気等の措置を講じた後、法で定める効果確認のための再測定を行っていない。	<p>作業場所4か所において溶接ヒューム（マンガン）濃度測定を行った結果、3か所においてマンガンとしての基準値を超過していました。溶接方法の見直し、集じん装置による集じんや移動送風機による送風の実施など、発生ヒューム量の低減装置の検討をすすめられました。</p> <p>また、要求防護係数を上回る呼吸用保護具を着用する配慮が求められ、実習の際には呼吸用保護具を着用し、教室出入口扉、窓の開放及び換気扇の稼働や送風機による換気の徹底を行っていますが、その後の濃度測定については未実施の状況でしたので、特定化学物質障害予防規則第38条の21第4項により、その結果を測定するための再度の濃度測定が必要との指摘を受けました。</p> <p>再度の濃度測定が必要だという認識が不足していたため、未実施のままになっていたことが原因です。</p> <p>委託業者によると再測定は、何らかの措置を施していなければできないと説明がありました。そこで、工事業者に現状を見てもらい、必要と思われる取替修繕等の見積を徴取しました。今年度所管課に予算要求を行い、取替修繕等を施した上で再測定を行います。</p> <p>今後は、適用される法令について事務室全員で把握に努めます。また、生徒、職員の当該作業を直接指導管理する職員と連携を取り、実習環境の改善に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
9	教育	鹿町工業高等学校	油圧万能試験機設置に伴う付帯工事の設計委託において、FAX見積が同価の場合のくじによる決定手順を誤っている。	<p>見積書提出業者3者中上位2者の見積額が同額であったため、FAXによるくじで業者決定を行ったが、入札・契約事務マニュアルでは見積書到達の順番をくじの要件に入れるところを、FAXくじの到達順で処理をしていたものです。</p> <p>入札・契約事務マニュアルに記載されているFAXくじによる業者決定方法について、その内容を十分に確認していなかったことに加え、業者決定時の伺の内容について、職員相互のチェック体制が機能していなかったことが誤りの原因です。</p> <p>予備監査後、今回の指摘内容が起こった原因と防止策について話し合う時間を設け、業務にあたる際には必ずマニュアルの関係箇所を確認しておくことや職員相互のチェック体制の強化の必要性を再認識したところです。</p> <p>今後は、同様のミスが起きることがないように入札・契約事務マニュアルの内容を確認しながら、事務処理を行うとともに、職員相互でのチェック体制を徹底して、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
10	教育	島原特別支援学校	浄化槽ブロワー修理の契約において、見積書を徴取していない。	<p>設備保全の緊急性・安全性の確保を理由として、1者随意契約により実施したところですが、本来徴取すべき見積書の徴取を失念しておりました。</p> <p>そのため、担当者みみの業務にならないよう、起案者と発注者を別の職員とするなど、相互チェック体制を整えたところです。</p> <p>今後は、事務室内での業務を相互共有するとともに、改めて業務における規則、マニュアルを再確認するよう努めてまいります。</p>
11	教育	諫早東特別支援学校	自家用電気工作物保守管理業務において、契約期間内に点検が実施されていない。	<p>令和3年度の自家用電気工作物保守管理業務委託（契約期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日）について、点検が隔月実施であることから、点検結果報告書を6月、8月、10月、12月、2月、4月の6回分を綴っていた。しかし4月分の報告書は令和4年度契約の4月分であったため、令和3年度契約分の点検結果報告書は5回分しか綴じられていない、1回点検が実施されていないという内容です。（令和3年度4月分の点検は実施済）</p> <p>当契約の点検結果報告書をひと綴りのファイルとしてまとめていたものを、過去に年度別ファイルに整理した際、年度切れ目で一回分ずれたことに気付かずそのまま保存していたことが原因です。</p> <p>保管している点検結果報告書について、隔月実施であることから、年度ごとに4月から3月の6回分になるよう整理しました。</p> <p>今後は、点検結果報告書の提出があった際、内容を確認及び保管方法を確認し適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
12	教育	長崎工業高等学校	ろ過装置ろ材取替工事において、設計に誤りがあり、予定額の積算が不十分である。	<p>当初設計時点では、ろ過装置建設時のメーカーに確認の上、支持骨材（2mm～4mm）2700ℓで設計を行い、競争見積を実施し工事に着手したところですが、工事の過程でろ過装置内部の支持骨材引抜施工中にストレーナが未設置であることが判明しました。</p> <p>小粒の支持骨材（2mm～4mm）1種類のまま使用すると装置故障の原因となるため、4種類の大きさの支持骨材に仕様変更し、変更契約（増額）を行い、当初契約した支持骨材（2mm～4mm）は、他に使用する予定もなく、学校内に保管する場所もないため返品処分としたところです。</p> <p>そのため、通常の工事においては設計時と異なる部材の使用は考えられるが、設計時の部材を使用しなかったとしてもその分の部材を支払うことはなく、結果として県に損害を与えてしまっているとの指摘を受けたところです。</p> <p>ストレーナが未設置であることを把握していなかったことに加え、参考見積業者の仕様・数量を、そのまま採用して、積算したことが原因です。</p> <p>今後は、参考見積を徴取した際は、内訳をそのまま仕様書として採用するのではなく、他の見積業者がその内容で適正な見積が可能かどうか、仕様書検討委員会や事前に直接業者に確認するなどし、積算内容について精査してまいります。</p>
13	教育	西陵高等学校	県立学校ICT活用授業推進事業（1人1台パソコン）により導入したタブレット型パソコンについて、貸付の決定がないまま生徒へ貸付を行っている。また、受領書徴取と貸付物品返却確認チェック表の確認が組織として行われていない。	<p>県立学校ICT活用授業推進事業（1人1台パソコン）により導入したタブレット型パソコンの貸付書類一式を確認された際、貸付決定に係る校内決裁の書類を整備しておりませんでした。</p> <p>職員室担当者との連絡がうまくいっておらず、また貸付決定をしなければいけない事の認識不足だったため、校内決裁ができていなかったことが原因です。</p> <p>今後は、貸付規程の確認を徹底し職員室担当者との連絡を密にして決裁漏れ等がないよう適正な事務処理に努めてまいります。</p>
14	教育	西陵高等学校	カヌー艇庫に保管しているカヌー等について、西陵高等学校所有以外のものが多数置かれており、管理が不十分である。	<p>カヌー艇庫に西陵高校所有以外のものが置いてあり、所管転換等せずにそのままにしていたため指摘されたものです。大会などの時、合同で使用し、運搬も合同で行っていることに伴いそのまま西陵高校のカヌー艇庫に置いていました。確認は各顧問が行っていましたが、管理が不十分でした。</p> <p>長崎鶴洋高校、長崎西高校の備品だったものは、所管転換受入をし、カヌー協会、カヌー部のものにはシールを貼りどこの持ち物かわかるようにしました。</p> <p>今後は、本校所有のものとそれ以外のものと区別できるように整理して適切な物品管理に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
15	教育	長崎鶴洋高等学校	カヌー艇庫に保管しているカヌー等について、長崎鶴洋高等学校以外の物品が多数置かれており、管理が不十分である。	カヌー艇庫には、部活動所有物品、水産科関係の物品、体育保健課登記の物品及びカヌー協会など他団体の物品が置かれた状況になっていました。そのため、一見して誰のものか判別できない実態にあり、管理が不十分になっていました。 県の物品は毎年物品点検を行っていましたが、他団体の物品配置まで認識していなかったことが原因です。 今後は、他団体も含め、すべての関係職員の立ち合いのもと艇庫内の物品すべてを整理し、一覧表を作成し所有者名を記したラベルを貼付し、適切に管理いたします。
16	教育	国見高等学校	学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されておらず、安全点検が実施されていない。	学校内の施設及び設備について、日常的な点検は行っていたものの、管理職をはじめとして職員の理解が不足していたことから、法に基づく学校安全計画の策定及び安全点検がなされていませんでした。 今回の指摘を受け、令和4年12月に法に基づき学校安全計画を整備し、令和5年3月に安全点検を実施しました。 今後は、年度初めの職員会議において、安全計画を提示し、年3回の安全点検について説明を行うとともに、安全点検を行事予定にも明示し見える化を図ることで、点検漏れを防止し、あわせて、職員の学校安全に関する意識を高めてまいります。
17	教育	佐世保商業高等学校	一般国道204号に設置している学校の案内柱について、道路法に基づく道路占用許可を受けておらず、管理が不十分である。	開校後すぐに学校が設置した案内柱（旧国道に設置）は佐世保市の許可を申請し、今も関係書類があるが、新国道（204号線）に設置してある案内柱については道路占用許可関係書類が見当たらず、道路占用許可を受けることなく今に至っていることに対して、指摘を受けたところです。 新国道の許可の管轄が県北振興局のため、担当課に確認したが、申請書類は見当たらなかったことから、新国道が開通（昭和の終わり頃）した際に、道路占用許可を受けるべきであったことを失念していたことが原因と考えております。 道路占用許可の申請手続きについては、現在、所管課である教育環境整備課が道路維持課と協議を行っているところです。 今後、協議結果を受け、道路占用許可が必要かどうかも含め、所有者が学校であるとの判断を適切に行ったうえで、案内柱の変色等がないか定期的な点検を行い、安全管理を行ってまいります。

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
18	教育	長崎鶴洋高等学校	臨海実習場に係る取水管について、占有許可を受けないうまま道路及び漁港施設を占有している。	<p>海中の取水口からポンプ室を通して臨海実習場の水槽まで海水を供給している取水管が市道と市の港湾施設を經由しているにもかかわらず、臨海実習場開設当時から占有許可を受けておりませんでした。</p> <p>臨海実習場開設当時に占有許可申請を行っておらず、その後も占有許可を受けていない状態であることを認識していなかったことが原因です。</p> <p>予備監査後、直ちに長崎市の担当課に確認のうえ協議し、占有許可を受けたところです。</p> <p>今後は、公有財産の適正管理の徹底に努めてまいります。</p>
19	教育	五島海陽高等学校	学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されておらず、定期的な安全点検が実施されていない。	<p>施設設備の点検については、本校では安全衛生委員会にて年に3回の施設点検を定め、全職員で目視点検を実施しており、その都度不良箇所等の対応を行ってきたところです。また事務職員においても一週間に1回の頻度で施設の目視点検を行っていることで、点検を行っているという認識をもっていました。</p> <p>しかしながら、点検票を用いる等の確認方法が取れていなかったため、客観的に見て体系的な安全点検の実施が確認できないとの指摘を受けたところです。</p> <p>一方で、学校保健安全法に基づく学校安全計画については管理職をはじめ職員の理解が不足していたことにより、作成がなされておりました。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、法に基づき学校安全計画を整備しました。また、点検記録を残すことも含め、安全点検票の作成・運用について全職員に周知し、共通理解を図ったところであり、今後も機会を捉え職員研修を行うなど、再発防止に努めてまいります。</p>
20	教育	鶴南特別支援学校	学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されていない。	<p>「学校保健安全指導計画」は策定していましたが、その計画の中に学校安全に必要な内容が含まれていませんでした。なお、学校安全の内容の記載はありませんでしたが、必要な安全点検・職員研修・安全指導等は体系的に実施していました。</p> <p>今回の指摘は、管理職をはじめとする教職員が、法に基づく学校安全計画の策定について理解していなかったことが大きな要因であると考えています。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、学校保健安全法及び県教育委員会作成の「学校における安全管理の手引」に基づいて、次年度の学校要覧への学校安全計画の登載や、内容に不備がないか確認を行ったところです。</p> <p>令和5年度以降は、学校要覧に学校安全計画を登載することで、学校全体の安全教育、安全管理、研修体系を実効性のあるものにするとともに、教職員全体で児童生徒が安全に生き生きと活動ができる教育環境の整備に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
21	教育	諫早農業高等学校	<p>公用車の公用車使用簿兼日常点検チェックリストが作成されていない。</p> <p>また、公用車等運転確認簿が作成されていない車両がある。</p> <p>さらに、道路交通法施行規則の一部改正を反映した、公用車の公用車等運転確認簿の整備がなされていない。</p>	<p>日常点検チェックリストについては、平成24年度の管財課長通知に基づき、給油時にスタンドの方にチェックしてもらうことで対応していた。また公用車等運転確認簿については、車検を要する（公道を走る）車両以外は作成が必要との認識がありませんでした。また、道路交通法施行規則改正を反映した確認簿については、所管課からの通知を待っていたため作成が遅れ、公用車等運転確認簿は、施行規則改正については把握しておりましたが、所管課からの通知を待っておりました。その他については、疑問をいただいたり確認することなく、従前の事務処理を続けておりました。</p> <p>令和4年度末に、県教委から公用車等運転確認簿の様式とともに、交通法規の遵守を求める通知が発出されアルコールチェックなどを含めて、通知どおりに服務規律確保に取り組んでおります。</p> <p>今後は、公用車等運転確認簿を毎月確認するなど、服務規律確保について形骸化などすることのないよう取り組み適正な事務処理に努めてまいります。</p>
22	教育	大村工業高等学校	<p>保管金において、税務署へ納付すべき所得税等の一部が4年にわたり払い出されていない。</p>	<p>保管金出納通知簿照会の期間を本来は月の初日から末日までに設定すべきところを9月10日～9月30日及び4月10日～4月30日に設定して照会していたため、当該税金の納付確認ができておらず、未納となっていました。</p> <p>未納が判明してすぐに諫早税務署源泉徴収税担当に報告し、延滞金なしを確認し納付しました。</p> <p>保管金出納通知簿照会では残額を確認できないため、保管金出納簿照会を使用して残額確認をし、払出をするよう改めました。</p>
23	教育	清峰高等学校	<p>公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。</p>	<p>令和3年11月報告（令和3年10月分）に係る公金支出情報のうち、外部講師に対する報償費及び旅費（それぞれ1件）について、県の公開基準に基づき、個人名を非表示とすべきところを、表示していたため指摘を受けたものです。</p> <p>定例的な登録業務に対し、決裁時に事務室内のチェック機能が有効に働かなかったものと考えられます。</p> <p>年度当初に、事務室職員全員で今回の指摘事項となった原因について、共通理解を図り、「根拠を明確にする」という事務の基本に対する意識を常に持つこと、定例的な業務について、思い込みで業務を行うことがないよう研修を実施しました。また、個人ではなく、チームで仕事をする意識を持って相互チェックをすることを再確認しました。</p> <p>今後は、今まで以上に声を掛け合いながら、事務室全体で相互チェックをおこない、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
24	教育	川棚特別支援学校	公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。	<p>令和4年4月分の公金支出情報システムにおいて、保護者の個人名であったにも関わらず6月中旬から11月下旬までの間表示しておりました。</p> <p>通常は、公金支出情報公開作業時に非表示にする作業をしています。しかし該当の1件については支出時に非表示にすべきでありましたが、多くの支出件数の中で見落としをしてしまいました。また、内部公開時に修正の機会もありましたが気が付かずにそのまま公開してしまいました。</p> <p>個人情報掲載の指摘を受け、すぐに個人名非表示への修正依頼を行い、該当保護者へ状況の説明とお詫びを致しました。</p> <p>今後は公金支出情報システム公開の作業時に、見落としがないようにチェックをすることに加え、内部公開時にも必ず複数で確認することし、個人情報の漏洩がないよう適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	課（室）名	監査の結果	講じた措置
1	教育	児童生徒支援課 教育環境整備課	<p>学校保健安全法に定める学校安全計画の策定等について</p> <p>平成21年4月1日から改正施行された学校保健安全法により、全ての学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検などについて学校安全計画を策定し、これらを実施しなければならないとされている。しかしながら、県立学校において、同法に基づく学校安全計画が策定されていない事例、安全点検が実施されていない事例、安全点検の実施が確認できない事例が少なからず見受けられたので、所管課においては、県立学校に対し、同法に基づく計画の策定及び施設設備の安全点検等を適正に行うよう指導し徹底されたい。</p>	<p>今回定期監査において、複数の学校が学校保健安全法に基づく学校安全計画の策定しておらず、また、法に基づく安全点検がなされていないとの指摘を受けたことは、教育委員会として大変重く受け止めています。</p> <p>今回の指摘・指導については、学校の管理職をはじめとする教職員の学校保健安全法に対する理解不足、また、県教育委員会として、学校に対し法の主旨等の周知が十分ではなかったことも要因であると考えています。</p> <p>このため、令和5年3月8日付でR04-40160-02120「各学校における学校安全の取組の徹底について（依頼）」を児童生徒支援課長・教育環境整備課長名で発出し、学校保健安全法に基づき、全ての学校において児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検などについて学校安全計画を策定し、これらを実施しなければならないことを改めて徹底するよう指導するとともに、全県立学校から学校安全計画の提出を求め、その作成状況を確認いたしました。</p> <p>また、令和5年4月の県校長会において、法に基づく安全計画の作成及び安全点検の実施について改めて指導するとともに、安全点検の結果施設設備に不具合があった場合、職員で共有し、速やかに改善を図っていただくよう依頼したところです。</p> <p>今後も機会を捉え、学校へ法に基づく学校安全計画の策定及び施設・設備の安全点検の実施を徹底するよう周知し、児童生徒が安心して学校で過ごすことができるよう、学校における安全の確保に努めてまいります。</p>

崎会（監指）第145号  
令和5年5月29日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 近藤 智昭 様  
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子  
（公印省略）

令和4年度定期監査結果（後期）に係る措置について（通知）

令和5年3月16日付R04-21000-01491にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

## 令和4年度 普通会計定期監査結果（後期）（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	警察本部	対馬南警察署	借上財産の排水管敷地について、公舎取り壊しにより借上契約を終了しているが、存置する県有の排水管の譲渡等の手続きが行われていない。	排水管の敷設土地の契約解除の際に、付近住民が排水管を使用していることが判明したため、公共性の理由から排水管を敷設したままとする承諾を借上契約者と口頭で交わし敷設土地の契約解除に同意書を交わす際に、承諾事項を記載していなかったものです。 本件について、後日承諾事項を記録した覚書を交わしており、今後も承諾事項は同意書に記載し、適切な処理に努めます。

R5-01090-01533

令和5年5月18日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 近藤 智昭 様  
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県知事 大石 賢吾  
( 公 印 省 略 )

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和5年3月16日付R04-21000-01507の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

### 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：地域振興部 交通政策課		
【長崎国際航空貨物ターミナル 株式会社】		
意見（団体）	<p>(1) 航空貨物取扱事業について</p> <p>当該団体の令和3年度航空貨物取扱量は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国際線（長崎～上海線）の運休や国内線航空機の小型化による貨物取扱量の減少などにより5.0トン（令和2年度：4.0トン）となっている。</p> <p>早期の取扱量拡大は困難な状況にあるものの、今後、国際線の運航やクルーズ船の県内寄港の再開、九州・長崎IR区域整備計画の認定や長崎空港の24時間化に向けた動きなど、事業環境が改善する要素も見受けられるので、引き続き、県や関係機関と連携しながら、航空貨物取扱量の拡大に努められたい。</p>	<p>航空貨物については、路線や機材が充実している福岡空港への集約化が進む傾向にありましたが、コロナ禍において、更にこの傾向が加速し取扱量は年々減少しております。</p> <p>加えて、令和5年10月までは国際線が運休となっていることから、早期に取扱量を増やすことは非常に難しい状況にあります。</p> <p>今後、長崎空港24時間運用、IR誘致が実現した場合、長崎空港の利用者の増加並びに増便や機材の大型化、新規就航路線の開設が想定され、国際貨物・国内貨物とも増大することが期待されることから、長崎県の産業振興の観点も踏まえ、長崎県並びに関係機関とも連携しながら、物流拡大に向けての調査研究を進めてまいります。</p>
意見（主務課）	<p>(1) 航空貨物取扱事業について</p> <p>長崎国際航空貨物ターミナル（株）の令和3年度航空貨物取扱量は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国際線（長崎～上海線）の運休や国内線航空機の小型化による貨物取扱量の減少などにより、5.0トン（令和2年度：4.0トン）となっている。</p> <p>早期の取扱量拡大は困難な状況にあるものの、今後、国際線の運航やクルーズ船の県内寄港の再開、九州・長崎IR区域整備計画の認定や長崎空港の24時間化に向けた動きなど、事業環境が改善する要素も見受けられるので、引き続き、当該団体や関係機関と連携しながら、航空貨物取扱量の拡大に努められたい。</p>	<p>国内・県内の輸出入環境の変化、また、航空貨物については、路線や機材が充実している福岡空港への集約などがあり、取扱量は年々減少しております。</p> <p>加えて、現時点では令和5年10月までは国際線が運休となっていることから、早期に取扱量を増やすということは非常に難しい状況にあると考えております。</p> <p>今後、長崎空港においては運用時間の延長、また、県内ではIRの誘致を目指しており、実現の際には、国際貨物の需要が増える可能性も見込まれるため、その推移を見定めながら、関係機関と連携して具体的な取扱貨物の増加に繋げてまいります。</p>

### 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：文化観光国際部 文化振興・世界遺産課		
【株式会社 乃村工藝社】		
指摘事項（団体）	(1) 収蔵資料の管理について（長崎歴史文化博物館） 長崎歴史文化博物館の収蔵資料について、全数点検が計画的に進められているが、現在11点の所在が確認できない状態となっているので、引き続き、所在の確認及び収蔵資料の適正な保存管理に努めること。	引き続き、全数点検を計画的に進め、所在の確認及び収蔵資料の適正な保存管理に努めてまいります。
	(2) 企画展のチケットの管理について（長崎歴史文化博物館） 令和4年7月から8月に開催した企画展のチケットについて、印刷納入時の履行確認が未実施であったため、使用枚数と残枚数の合計が発注枚数と一致していないので、適正な会計処理を行うこと。	発注枚数どおりのチケット納品がされているか、納品時の枚数確認を徹底してまいります。

## 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：文化観光国際部 観光振興課		
【一般社団法人 長崎県観光連盟】		
指摘事項（主務課）	(1) 補助金の戻入について 令和3年度一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（運営費）の戻入について、変更交付決定日（令和4年3月31日）付の返納通知書を、納入期限（4月15日）の経過後（4月20日）に当該団体へ送付しており、また、当該納入期限（4月15日）が、長崎県財務規則第27条第1項第5号の規定に基づいた設定（4月14日）となっていないので、適切な事務処理に努めること。	令和4年度一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（運営費）については、適切に納入通知書を発行し、納入期限までに戻入されております。 また、今回の不適切な事務処理は、全額を概算払していたことに起因することから、今後は概算払を複数回に分けてを行うなど、できるだけ戻入が生じないように努めてまいります。

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：県民生活環境部 県民生活環境課		
【特定非営利活動法人 Fineネットワークながさき】		
指摘事項（主務課）	(1) 備品の貸付について 指定管理（令和3年4月～令和6年3月）に際し、故障のため使用できないオフセット印刷機を貸与している。	年度当初に締結する管理運営に関する協定書第7条により、管理すべき物品については、物品管理簿に登録し団体に掲示しておりますが、今回、故障のため使用できないオフセット印刷機を提示しておりました。事前に故障の有無や使用予定の有無の確認を双方で十分に行い、適正な物品管理簿を団体に掲示し、今後は、使用見込みのない物品については、すみやかに処分方法などを検討のうえ適切な処理に努めてまいります。 なお、対象となった物品については、ご指摘を受け、関係規程に基づき適正に処分しております。

## 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：県民生活環境部 交通・地域安全課		
【一般社団法人 長崎県安全運転管理協議会】		
指摘事項（団体）	(1) 施設利用者数の目標値設定について 長崎交通公園の目標利用者数について、指定管理者と県主務課で別々の目標値を設定している(指定管理者：50,000人、県主務課：109,000人)が、目標値設定に際して、事前に県主務課と調整・協議を行うこと。	指定管理の実施にあたり、年度の目標利用者数について県と協議・調整を行っていなかったことから、別々の目標値を設定していたため発生した案件です。 令和5年度実施からは、年度の事業計画書に県から示される年間利用者数を目標とする旨を記載し、これにより目標値設定を統一することにしました。
指摘事項（主務課）	(1) 施設利用者数の目標値設定について 長崎交通公園の目標利用者数について、指定管理者と県主務課で別々の目標値を設定している（指定管理者：50,000人、県主務課：109,000人）が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。	指定管理の実施にあたり、年度の目標利用者数について団体（指定管理者）と協議・調整を行っていなかったことから、別々の目標値を設定していたため発生した案件です。 令和5年度実施からは、積算基礎となる数値が揃った時点で県が年間目標者数を算出し、これを文書で団体（指定管理者）に示すことで、目標値設定を統一することにしました。

## 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：福祉保健部子ども政策局 子ども家庭課		
【一般社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会】		
指摘事項（主務課）	(1) 補助金の戻入について 令和3年度長崎県ひとり親家庭指導者人材育成事業補助金の戻入について、変更交付決定日（令和4年3月31日）付の返納通知書を、納入期限（4月14日）の経過後（4月21日）に当該団体へ送付しているの で、適切な事務処理に努めること。	事業の進捗状況の把握が十分でなかったため、変更交付申請・決定の手続き及び返納通知書の送付が遅れたものです。 今後は同様の事案が発生しないよう、適宜団体の事業進捗の状況を把握しながら、適切な額を支出いたします。

## 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：産業労働部 企業振興課		
【公益財団法人 長崎県産業振興財団】		
指摘事項（団体）	<p>(1) 特定資産に係る取扱要領について</p> <p>令和元年度の監査において、特定目的のため預金等を積み立てる特定資産に係る取扱要領の作成を検討するよう指導したが、未だ作成されていないので、速やかに取扱要領を作成すること。</p>	<p>当財団が保有する11種類の特定資産のそれぞれについて、改めて、目的や積立て方法等を精査するため、契約している監査法人等を専門家へ相談を行いつつ、県内外の他の財団法人の状況調査を実施するとともに、九州・沖縄ブロックの産業支援財団から現状、考え方や、要領の制定方法に関する意見聴取を行うなど、検討を重ねておりました。</p> <p>その調査結果を踏まえ、令和5年3月9日に特定資産取扱要領を制定し、令和4年度決算から適用するように整備を行いました。</p>

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 道路維持課（R5：都市政策課）		
【一般社団法人 長崎県公園緑地協会】		
指摘事項（団体）	<p>(1) 備品の管理について                      県北振興局建設部田平土木維持管理事務所から貸与された芝刈機、噴霧器について、故障のため使用できないにもかかわらず、その対応について県と協議していないので、基本協定書に基づき、適正な物品管理を行うこと。</p>	<p>使用できない備品については、令和4年9月15日に県に県有物品不用報告書を提出し、県において処分されました。                      今後は使用できない状態になった備品については、県と協議し、早急に不用報告書を提出いたします。</p>
指摘事項（県北振興局建設部田平土木維持管理事務所）	<p>(1) 備品の貸付について                      指定管理に際し、故障のため使用できない芝刈機、噴霧器を貸与している。</p>	<p>貸付物品の使用状況の確認不足により発生した案件です。                      使用できない芝刈機、噴霧器については、令和4年9月15日に不用決定し、令和5年3月24日に廃棄処分を行いました。                      貸付物品については、毎年物品管理簿との点検・照合を行っているところですが、今後は、使用可能か否かも併せて確認します。</p>

## 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 道路維持課（R5：都市政策課）		
【長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体】		
指摘事項（団体）	(1) 備品の管理について 島原振興局建設部管理課から貸与された芝刈機、草刈機について、故障のため使用できないにもかかわらず、その対応について県と協議していないので、基本協定書に基づき、適正な物品管理を行うこと。	使用できない備品については、令和4年10月4日に県に県有物品不用報告書を提出し、県において処分されました。 今後は使用できない状態になった備品については、県と協議し、早急に不用報告書を提出いたします。
指摘事項（島原振興局建設部管理課）	(1) 備品の貸付について 指定管理に際し、故障のため使用できない芝刈機、草刈機を貸与している。	貸付物品の使用状況の確認不足により発生した案件です。 使用できない芝刈機、草刈機については、令和4年11月24日に不用決定し、令和5年3月3日に廃棄処分を行いました。 貸付物品については、毎年物品管理簿との点検・照合を行っているところですが、今後は使用可能か否かも併せて確認します。

## 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 用地課		
【長崎県土地開発公社】		
意 見（団体）	<p>(1) 当法人の事業完了及び解散・清算について</p> <p>当法人は、令和3年度に策定した「長崎県土地開発公社経営改善計画（令和4年度～令和7年度）」に基づき、令和7年度末で事業を完了することとしているが、造成した住宅用地の販売促進や大村臨海工業用地の県買戻し等の課題があるので、県関係部局等とのより一層の連携を図りながら、円滑な解散・清算を進められたい。</p>	<p>令和2年度県に設置された解散検討会議で、出資廃止（解散）に伴う課題等について検討を行っており、所管課（用地課）と必要な協議を引き続き行ってまいります。</p> <p>時津第10工区埋立地住宅用地については、令和6年度末頃から販売開始できるよう必要な造成工事を進めます。</p> <p>また、大村臨海工業用地については、毎年度依頼元である県に対し、早期一括買戻しの要請を行っております。令和4年度も9月6日付け文書で要請したところです。今後も買戻し要請を行ってまいります。</p>

## 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：交通局		
【長崎県央バス 株式会社】		
指摘事項（団体）	<p>(1) 固定資産の会計処理について</p> <p>固定資産台帳において、中古乗合車両5台分の取得価格を、当該団体の会計処理方式に基づき税抜価格で処理すべきところ税込価格で記載している。</p> <p>また、売却した貸切車両について、売却価額と売却時簿価の差額を固定資産売却損益として計上すべきところ売却代金のみを雑収入として計上するなど、固定資産の会計処理が適切でない事例が散見されるので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>固定資産台帳をはじめ、ご指摘いただいた内容につきましては、適切な修正を行いました。</p> <p>今後は適切な処理に努めていきます。</p>
意見（団体）	<p>(1) 経営状況について</p> <p>令和3年度の経営成績は、売上高が7億637万円で、経常損失が1,767万円、当期純損失が2,098万円となっており前年度に比べ561万円悪化し、累積欠損金は3,533万円に膨らんでいる。これは主に、独自運行事業のうち貸切事業（臨時運輸収入）に係る売上がコロナ禍前の水準まで回復していないことによるものである。</p> <p>現在、令和6年度からの長崎県交通局への事業統合が検討されているが、同局と連携しながら一層の収支改善に努められたい。</p>	<p>コロナ禍前までは、ほぼ毎年純利益を計上し順調に推移していましたが、コロナ禍の影響を受け令和2年度から累積欠損金が生じるなど経営が悪化しています。そのため、令和4年度から独自路線として諫早と長崎間の高速バスを運行するなど経営改善を始めています。交通局と連携を行い、アフターコロナに向けた対応を行いながら、累積欠損金の解消に努めていきます。</p>

崎組（暴排）第39号  
令和5年5月29日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 近藤 智昭 様  
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子  
(公印省略)

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和5年3月16日付R04-21000-01507の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

### 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：警察本部 会計課		
【公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター】		
指摘事項（団体）	(1) 補助金について 長崎県暴力追放運動推進センター補助金に係る暴力追放相談委員に対する謝金について、支払の根拠となる相談回数資料が作成されておらず、相談回数実績が確認できない。	暴力追放相談委員に対して相談した実績を記録する資料を作成し、保管することといたします。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表（八九五）  
二二二四

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
印刷  
弥ト